

05・06 合併号

# 智場

<特集：21世紀の法制度>第4回/対談

## 情報技術と法制度(1)

「セキュリティ」「プライバシー」「サービス」を見据えて

### 【目次】

	く・も・ん・通・信	01
	<特集> 情報技術と法制度(1) 山田 肇、林 紘一郎	02
	<レポート> 「青少年社会環境対策基本法案」を支持する 青柳武彦	12
	<エッセイ> 沖縄の時間 日本の時間 西山 裕	21
	<レポート> Back to Basics! 稲葉秀司	22
<今月のGLOCOM Review>	『インターネット上の「書きことば」と言語計画』上村圭介著 土屋大洋	25
	<エッセイ> タイはなぜインターネットで遅れたか 土屋大洋	26
<IECP読書会レポート>	『デジタルエコノミー2001 日本とアメリカ』手嶋彩子著 小林寛三	28
	インフォメーション	30



今月初め、大分のハイパー・ネットワーク社会研究所の研究者たちと一緒に、ソウルに3泊4日の見学旅行をしてきました。すでに500万世帯を越える人々の間にDSLやケーブルモデムでの広帯域インターネット・アクセスが可能になっている、広帯域世界最先進国の韓国で、それが実際にどんな使われ方をしているかを見聞したいというのが、今回のツアーの主眼でした。

そこで、会津さんや、もとリクルートの永井さんなどにアレンジをお願いして、ウェブのページの作成や編集を支援する「コンテンツ・マネジメント」用のプラットフォームを開発しているI-On社の訪問を皮切りに、オンラインの共同購入ビジネスを立ち上げて急成長したInternet Buy Together社や、サムスン系のスタートアップで通信事業者とISPの間に入って各種のソリューションを提供するビジネスをグローバルに展開しようとしているMPEON社などいくつかの企業や、情報通信部のインターネット担当局長さんのお話を伺うなど、集中的にあちこちをまわってみました。とりわけ圧巻だったのは、立席や椅子席、オンライン・ゲームやネット・サーフィンなどいろいろなセクションに分かれ、数百台のPCを配置している韓国最大のPC房、「メガウェブステーション」の絢爛豪華さでした。ちょうど明日から連休にかかるという金曜日の夕方（韓国は普段、土曜日は休日になっていないそうです）でしたが、けっこう混み合っていました。私たちはそこで1台のパソコンを借り、その画面を使って、韓国の民放の一つであるSBSの、インターネット部門（SBSi）のプロデューサーをしているペーさんから、同社の事業の解説をしていただきました。そのサービスは会員制になっていて、会員カードの発行がその中核にあるのですが、すでに700万人の会員を獲得しているそうです。SBSの放映した過去数年の番組のほとんどがデジタル化されてデータベースに収められ、会員はウィンドウズ・メディア・プレーヤーを使ってオン・ディマンドで自由に閲覧ができます。現在の速度は200kbpsと比較的低速で、メディア・プレーヤーの画面は小さいし、人気のある番組へのアクセスは容易ではありませんが、アクセスできさえすれば、かなりの品質の動画が楽しめます。また、音楽もすでに数十万曲がデータベース化されていて、15曲までであれば、無料でネットにアクセスして好きなだけ聴くことができ、オフィスで仕事をしながら自分の選んだ音楽を楽しんでいる人も多いのだそうです。あるいは、放送局の時間の一部を貰って、曲をリクエストするのではなく、自分がディスク・ジョッキーになって好きな曲を放送することができるような仕組みもあります。こうしたことは、インターネットへの高速常時接続環境が当たり前になっていればこそできることでしょう。加えて、韓国では著作権制度がそれほど発達していなかったおかげで、こうした新しいシステムを導入するさいの著作権の移転問題なども、比較的容易に解決できたのだそうです。

アルバイトで私たちの通訳を勤めてくれたイーさんは、大学院で日本学を専攻している女性ですが、お兄さんはネットの技術者で、自宅には高速接続環境があります。イーさんは、今回の仕事の間、路上でも地下鉄の中でも携帯電話をフルに使って（韓国では、地下鉄の中でも携帯電話が使えます。車中で人々は大声で話し合っているので携帯電話で話していても別に気にならないようです）連絡を取っていましたが、PC房に立ち寄った時は、そのパソコンからさっとメールをチェックしていました。

そういうことも合わせて考えると、韓国の場合、無線と有線の通信が、また娯楽とビジネス、あるいはネティズン的なグループ活動が、相互補完的に利用され、相乗効果をもって発展していく可能性が高いように思われてなりません。アメリカの場合は、広帯域化が進むと共にマスメディアが勢いを取り戻すばかりか、コンテンツの有料化が進み、その一方で「平等主義」的なインターネットは死滅するかあるいはネットの片隅においやられてしまうといった予測（[www.wired.com/wired/archive/9.05/broadband.html](http://www.wired.com/wired/archive/9.05/broadband.html)）さえなされているのですが、韓国の状況を見ると必ずしもそうとは限らないと思われてきます。他方、新興通信事業者のハナ口の挑戦を受けて立った既存通信事業者のKTテレコムが、ごく短期間に200万を越えるDSLサービス加入者を獲得してトップに躍り出たり、先のペーさんの会社のように、既存の民間放送事業者がインターネットにも進出して大成功をおさめているといったところからすれば、「第二次産業革命期の通信・放送事業者は第三次産業革命期の新情報通信企業には変身できない」と決めつけることもないように思われてきます。そういえば、ペーさんが解説の間に「ネティズン」という言葉を繰り返し使っていたのが印象的でした。SBSは、まさに「ウェブ・ライフスタイル」のイネーブラー（enabler）そのものかもしれません。

ちなみに、ふと立ち寄った都心部の小さなPC房の主人が、専用線の回線料が高いのが悩みの種だが、最近こんな勧誘が来ていると見せてくれたのが、何と無線LANの勧誘でした。今回の訪問先では、情報通信部でも、サムスン系のモバイル新興企業のMPEONでも、無線LANの話はほとんど出なかったのですが、ことによると韓国はDSLや携帯電話の成功の陰で無線LANには出遅れているのかなと想像しかかっていた時に、具体的な反例を目にして、あらためて心強い思いをしました。

当分、韓国の状況には目が離せません。とくに広帯域通信の応用分野で、どんな新しいアプリケーションやグループ活動の試みが出てくるのか楽しみです。パソコン通信時代からの私たちの旧い友人であるユー・キョンヒーさんは、70歳の今日でも、韓国の高齢者たちのネットワーク組織である「集賢殿」の代表者として、翻訳業務その他、高齢者間でのテレワークの普及をめざしてがんばっておられます。その一方で日韓の地方自治体の間をつなぐテレビ会議を、すでに5回にわたって実現させ、このほど日本の総務省の表彰を受けることになったそうです。韓国のネティズンたちの活動のいっそうの発展を祈りたいと思います。

公文俊平

# 情報技術と法制度(1)

「セキュリティ」「プライバシー」「サービス」を見据えて

山田 肇 (GLOCOM客員教授)

林 紘一郎 (GLOCOM特別研究員・慶應義塾大学教授)

林 この「21世紀の法制度」シリーズも4回目となりました。今回は、「技術と経済」、「技術と経営」、「技術と法律」ということを研究していらっしゃる山田肇さんにご出席いただきました。これまでの出席者の中では、名和小太郎先生が技術から入って、社会制度、あるいは法律という分野に進まれたのですが、山田さんの場合は、現時点でも技術者の立場を維持されながら、なおその他に幅広い関心をお持ちなので、楽しい対談ができるのではないかと思います。

## ネットワーク犯罪とプライバシーの保護

林 最初に、通信傍受法に関する技術的側面からのいろいろな調査を終わられたばかりということですが、ネットワーク犯罪とセキュリティのお話からお聞かせいただけますか。

山田 第2回対談で日本総研の大谷和子さんが、G8の国々から法執行機関と産業界が参加して、ネットワーク犯罪防止のために対話の機会をつくっているという話ができました。第3回の対談では弁護士の牧野二郎さんが、会社に置かれたLANの中にソフトウェアを組み込んで、そこを通過する通信をすべてモニターしている場合があるという話をされています。最近、私は、こういう通信と通信システムの安全と、個人のプライバシーという問題について関心を持っています。

ご承知の通り、ネットワーク犯罪は急増していて、アメリカで今年3月に発表された調査結果によると、昨年1年間の被害総額は3億7800万ドル(約400億円)に達しています。その金額は、1999年の2億6600万ドル、あるいは、それ以前の3年間の平均1億2000万ドルに比べても圧倒的に多い。毎年1.5倍

~2倍ずつ被害が増えているということです。日本でも同じように、サーバへの不正アクセス件数が、四半期ごとに600件を超えるくらいの割合で起きているということが調査機関に報告されています。これは報告された件数ですから、実際にはもっとたくさん起きているはずですよ。

私は、ネットワークにアクセスして不正行為をたたくことに対して、社会がどのようなインフラストラクチャで防衛していくのかということに関心を持っています。いま、政府はIPv6ということを通じてIT政策を推進しようとしています。IPv6になれば、冷蔵庫や電子レンジなどがすべてネットワークにつながるということがよく言われています。たとえば、スーパーマーケットに出かけた主婦がネットワークにアクセスすると、自宅の冷蔵庫にいま何が残っているのかを確認できます。あるいは、冷蔵庫の中に豚肉とキャベツがあるから、「今日は鍋回肉を作れます」と冷蔵庫が教えることも考えられます。このように、家庭の電化製品までネットワークにつなぐという話が宣伝されていますが、これが本当に幸せなことなのかどうかは分かりませんし、それを利用者が受け入れるかということも分かりません。しかし、ネットワーク犯罪者にとっては、それはとても幸せなことですね。

ネットワーク犯罪にはいろいろな種類があります。ついこの間、日本で作られた歴史教科書が歴史をきちんと記述していないと考えた中国や韓国の人たちが、文部科学省や産経新聞社のサイトにいっせいにアクセスして、サーバをパンクさせたという事件が起きています。これを犯罪と言っていいかどうかは分かりませんが、1年ほど前には、アメリカでeBayやYahooのサイトが同じような攻撃を受けています。ネットワーク犯罪者にとっては、仮に冷蔵庫や

## [プロフィール]

山田 肇(やまだ・はじめ)

1952年生まれ。1974年慶應義塾大学工学部卒業。1976年同大学大学院工学研究科修士課程修了。1984年同大学にて工学博士号取得(超伝導回路構成法に関する研究)。1990年にはMIT技術経営学修士課程を修了。1976年、旧電電公社(現NTT)に入社。1984年以降、研究戦略立案、共同研究交渉、新規事業創出などの研究開発マネジメント業務を担当。1996年よりグループ標準化戦略を担当。2000年よりGLOCOM客員教授。科学技術政策研究所客員研究官、郵政研究所客員研究官、経済産業研究所客員研究員としても活動。日本工業標準調査会電子部会、情報部会等委員、電気通信技術審議会作業計画専門委員会専門委員、電信電話技術委員会企画調査委員会委員長などを歴任。1999年ITU協会賞受賞。2000年日本規格協会標準化文献奨励賞受賞。2000年電信電話委員会感謝状。著書に『技術経営戦略』(共著、生産性出版、1999年)、『技術競争と世界標準』(NTT出版、1999年)、『世界標準の形成と戦略』(日本国際問題研究所、2001年)がある。

林 紘一郎(はやし・こういちろう)

1963年東京大学法学部卒業、同年旧電電公社(現NTT)に入社。民営化後、NTTアメリカ社長などを経て、96年退社。現在、慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授、GLOCOM特別研究員。

電子レンジを仲間に引き込めれば、その攻撃の程度をもっと増すことができます。一人で考えて、何百万台の冷蔵庫にいっせいにどこかのサイトにアクセスせよと命令すれば、あっという間にそのサイトをパンクさせることができますし、場合によっては、そのサイトにつながっている通信網自体を停止させることができるかもしれません。

もう一つは、コンピュータウイルスをそこらじゅうに撒き散らすということですが、それも同じように、冷蔵庫や電子レンジを拠点にして実行することができます。ただそれは、冷蔵庫や電子レンジが命令に従ってくれる場合にに限られます。そのためにはどうすればいいかと、まず犯罪者は考えます。通常、インターネットで行われているのは、IDとかパスワードを入れて真正な使用者かどうかを判断し、真正な使用者であればその命令に従うということです。さきほどの例で言えば、主婦がスーパーマーケットから自分の家の冷蔵庫にアクセスすれば、冷蔵庫は必ずIDやパスワードを聞いてくるはず。それが正しければつながりますね。しかし、IDやパスワードは、どのみち、0と1を単に組み合わせたただですから、端から順番に何百万回でも何千万回でもアクセスしていけば、そのうち、真正な使用者のIDやパスワードと同じ組み合わせができてしまうかもしれません。ネットワーク犯罪者が一つの冷蔵庫を仲間に入れてしまえば、その冷蔵庫から次の冷蔵庫へアクセスして、また仲間にしていく。そうして、ねずみ算式に何百万台の冷蔵庫や電子レン

ジを仲間にひきずりこんだところで、たとえば一つのサイトに大量の接続要求を送るとか、あるいは不特定多数のコンピュータにウイルスを送るということをすれば、たちまちネットワークに大きな混乱を起こせます。

林 似たような話で局面は違うのですが、昨日、物流関係の団体で話をしなければならず、いったいEコマースと物流というのはどうなっているのかと、しばらく歴史をさかのぼって考えました。むかしは非常に牧歌的で、「市場」という場所に行かなければ取引できないという状況でしたが、それは不便さの度合いも高いけれども確実性の度合いも高いんですね。代金決済で、ものの引き渡しと支払が同時になされるわけですから。ところが、電子的な世界になると世界中が市場になって、どこで何が行われているかわからないという不透明性がありますし、取引の解約や確認など、費用が逆にかかるようになっていくわけ。それは、通信ネットワークも同じなのではないでしょうか。片方で便利さは増しますが、危険の度合いも高まりますね。

山田 たとえば、本人を確実に認証しようとすれば、暗号の使用ということが言われています。暗号を使うのはもちろんいいことなのでしょうが、通信の分野における暗号というのは、足し算と掛け算を組み合わせた単なる数学演算で、暗号のカギと平文をどのように計算するかという問題に過ぎないわけ

です。そのカギの長さは、たとえば60ビットとか108ビットといったある幅でしか決まっていないので、たとえばカギが108ビットであっても、端から順番に挑戦していけば解ける可能性があるわけです。

実際にカナダにあるCerticomという会社が、昨年、108ビットのカギを使用した暗号の解読コンテストを、1万ドルの賞金をかけて開催したそうです。そのコンテストの優勝チームがどのように1万ドルを獲得したかという、40ヶ国から1300人を動員して、9500台のコンピュータで分散的に解読を試みたのだそうです。ですから、賞金は、参加者一人当たり7ドルか8ドルしかもらえないというさびしい結果になってしまいました(笑)。暗号を解読できるのは本人に限られるはずでしたが、本人でなくてもこのように大量動員すれば本人のふりをすることができるわけです。さきほどの冷蔵庫や電子レンジの話に戻りますが、100万台の電子レンジが24時間、同じように暗号の解読作業をして、もっともらしい平文ができたなら、それを犯罪者のところに戻すというシステムを組めば、それも可能になってしまうかもしれません。

通信の世界では、バーチャルにビジネスが展開されると、購入者は本当に本人なのか、それとも偽者なのかという識別がどんどん難しくなってきます。電子署名といっても、それが「普通のコンピュータ、あるいはスーパーコンピュータで何年計算をしないと解読できないことになっています」という相対的な安全性しかありません。10年前のように、フェイス・トゥ・フェイスでしか買い物ができなければ、少なくとも、その人がきちんと支払いをするかどうかということは確認できますよね。

林 それは商取引の基本原則で、同時履行の抗弁といって「お金を払わなければモノをあげない。モノを渡さなければお金を払わない。だから一緒にやりなさい」ということなのです。ネットワーク社会になると、今おっしゃったような形で解き放したほうが便利なのですが、そのときには安全性の犠牲がともなうわけです。技術でそれを補えるのでしょうか。たとえば、指紋とか声紋といった身体的特徴だ

と相当確実性が高いという説がありますが、それについてはいかがでしょうか。

山田 もちろん、個人の物理的な属性に近いところを照合のカギにするということで、問題をある程度まで軽減することはできると思います。ただし、すべてそれは相対的な問題にすぎないのではないかと考えています。かたに、指紋を照合するということを行った場合、普通に考えると、まず指紋をデジタル画像として収集して、蓄積してあるデジタル画像との比較計算を行うという方法しか考えられないわけです。どんなに難しいアルゴリズムを使ったとしても、やることは基本的には同じだと思います。そうすると、二セ指紋の010100、つまりデジタル情報を与えて比較演算させると、もしかしたら認証してしまうかもしれません。

さきほどから冷蔵庫や電子レンジと繰り返し言っているのは、そこに組み込まれているプロセッサが、ほとんどの時間は実際の用途には使われないだろうからです。冷蔵庫の中の在庫を確認したり料理の手配をしたりする時間というのは、24時間のうち5分か10分程度でしょう。それ以外の23時間以上空いている、要するにひまな機械にひたすら0と1を少しずつ変えた計算をさせるのは、攻撃側としては非常に容易ですね。悪いことをしやすいわけです。

林 山田さんのような方が犯罪者側に荷担すると、大変なことになるということがわかりました(笑)。それでは、それを防ぐとすれば、どのレベルで防ぐことになりますか。

山田 通常、犯罪捜査には2つの方法しかありません。一つは現行犯逮捕、もう一つは残った証拠から分析して追跡していくという方法です。現場をおさえる方は、いまのネットワーク犯罪の場合には、まさに通信傍受に相当するわけです。どのIPアドレスからどのようなアクセスがきているかを見ていて、それが不正であれば捕まえるというわけです。実は、それとほとんど類似の技術はすでに商売になっています。それは、前回、牧野さんも言及されていまし

たCookieです。インターネットのホームページとそれを見に行った人のブラウザの間に、利用者の気づかないところで通信がなされて、利用者のID、IPアドレス、個人情報がサーバ側に移っていくというシステムです。利用者にしてみれば、次に使用する際に一から情報を入れ直さなくてもよいといった便利なことがあるのですが、それは通信の過程で個人情報知らない間に漏洩しているということとほとんど同等なことが起こっているわけです。その技術を使うと、たとえば、犯罪者のIPアドレスがわかれば、すぐにさかのぼって犯罪者を捕まえられます。Cookieのようなマーケティング技術と、この世界での通信傍受の技術はほとんど類似ではないかと思えます。

一方で、痕跡をたどるといことは非常に難しくなります。たとえば、麻薬取引であれば、電話で麻薬取引の約束をしている現場をおさえなくても、あとで薬物そのものを見つける、あるいは薬物の袋についた指紋を見つけるということで捜査ができるわけですが、ネットワーク犯罪の場合では、サーバが壊されるなどという犯罪が起きた場合、犯罪行為はすべてバーチャルな世界で行われており、物理的な証拠が残しません。そのため、痕跡をたどることが非常に困難になります。通常行われるのは通信記録をたどることです。わかりやすく言えば、電子メールを送ったときに、ヘッダ情報だけでも蓄積しておいてアクセス経路をたどることだと思うのですが、実はそれが非常に難しいことなのです。

たとえば、単純な計算ですが、加入者100万人のインターネットサービスプロバイダ(ISP)があったとします。その100万人の加入者が毎日10通ずつ電子メールを送ったとします。ヘッダ情報は100バイト程度の長さしかありませんが、全部蓄積しておくと、1日で1ギガバイトくらいになってしまいます。1ギガバイトというのは、2000字の日本語を書いたA4版25万ページに相当します。そのくらいの情報量がISPに蓄積されなければなりません。

ISPが通信記録を保存するのは料金を徴収するためです。通信記録がないと、使ったという証拠が残らないので料金を徴収できません。そこで、その

ようなすさまじい量であっても、一徴収期間、通常は1ヶ月ですが、保存しておくということになっています。ところが最近、定額料金制、要するにつなぎっぱなしが普及してきて、どんなに使っても月に3000円とか5000円ということになりました。この制度では、ISPにアクセスしてきたのが加入者本人であることが確認できれば、その人がどこにアクセスしようが何分アクセスしようがそれを記録しておく必要はないわけです。ですから、通信を記録しておこうというインセンティブがどんどん下がっていくことになります。ただ、さきほどCookieの話をしました。通信記録をマーケティングに利用することができるとすれば、ISPも少しはやる気になるかもしれません。たとえば、「林さんという人はアメリカの法律関係のサイトに頻繁にアクセスしているようだから、法律関係の新刊案内を送りましょう」といったことです。そういうことがなければ、定額料金制のもとでは通信記録を保存しておこうという気にはならないわけです。それは犯罪者してみると、痕跡がほとんど残らないので好都合というわけです。

林 これはいま、大変な分水嶺にあるような気がします。一方で、捜査機関の捜査能力が著しく落ちているのではないかと懸念があります。国松元警視庁長官狙撃事件は歴史の転換点の象徴だったと思うのですが、警察側にそういった認識はまったくありません。当事者はなんとかかなと思っていますが、警察はほとんど無力になっているということを知民のほうがよく知っています。とくに、石原都知事はよくご存知で、「もう自衛隊を導入する以外、組織犯罪と闘えないのではないかと」というくらいの危機感を持っています。事実、ニューヨークに在住している日本人ですら、「帰国して歌舞伎町で飲んだら怖かった」と言っていました。

他方では、通信の秘密というところに縛りがかかってくると、言論の自由がいかに脅かされるかということについてアメリカ人は非常にセンシティブに議論し、裁判を起こしています。日本では、あまりそういうことを裁判で争ってはいませんが、必ずしも世間的には大問題だとは思われていません。一つ

は、ワイヤータッピング(盗聴)そのものが、日本のほうが頻度が低かったということだと思います。日本のほうが治安度が高いということもあるでしょう。また、アメリカ法では、意外にも「電話の盗聴はプライバシーの侵害ではない」という判例があって、ワトールズでしたし、かつFBIやCIAをはじめとする機関が、盗聴ができなければ自分たちの職務遂行が危うくなるということで一生懸命やってきたということがあります。しかし、こここのところを安易に崩すと、オーウェルの描いた世界<sup>1</sup>になってしまいますよね。これはどちらも正しいので、議論するしかないのだと思います。

山田 通信の秘密は守らなければならない、プライバシーを保護しなければならないというのは正しいと思います。ただ、それを守ることに熱心になっていると、これまで説明してきたように、ネットワーク犯罪者がそれを悪用して罪を犯します。なおかつ、本当に冷蔵庫や電子レンジがつながるようになれば、その犯罪の危険性もどんどん増しますね。そうして攪乱されるインフラストラクチャが社会に与える影響は、非常に大きくなっていくわけです。ですから、防御も行わなければなりません。防御しようとすると、傍受あるいは通信記録の閲覧が行われることになります。それは、他に物理的な証拠が残らないからですが、プライバシーは侵害されますね。そういう問題について、アメリカではどのような論調があるかという、ライス国家安全保障担当大統領補佐官は、「アメリカ経済に活力を与え軍事力の優位を支えている、まさにその技術が我々を脆弱にしている」と言って、サイバーテロの防止に対して政府と企業の協力を訴えたということが、つい最近新聞に出ていました。また、クリントン大統領時代に「Commission on National Security / 21st Century」というコミッションが組織され、そこにはギングリッジ前下院議長等も参加しているようですが、そこでも同じような議論がなされているようです。ギングリッジのメモが雑誌に載っている<sup>2</sup>のですが、面白かったのは、いままで話してきたネットワーク犯罪、極端な場合はサイバーテロですが、サイバーテロは実

行が極めて容易だと言いきっていることです。核兵器を作ろうと思ったら非常に膨大な時間や費用がかかれますし、化学兵器を作ろうと思ったらオウム真理教事件のときのように一定の施設が必要です。しかし、サイバーテロは、その個人が通信技術に通じていれば、あっという間にできる可能性があります。そういう意味で実行が極めて容易なのですが、一方で、社会の基幹をなすコンピュータ・システムが攻撃されることにより、社会が大混乱するという危険があります。ところが、アメリカの国防関係者は、核兵器や化学兵器といった、いままで危険とされていた兵器に対する防御については一生懸命考えていて、逆に、それが大事だという思い込みがありすぎて、サイバーテロに対する防衛をしなければならないという意識が欠落しています。これに対して、ハイテク産業、まさに情報通信産業はドッグイヤーで生きていて、超近視眼的に目先のビジネスばかりを考えているので、社会の安全や国家の安全ということにはまったく配慮していません。このようなことを指摘して、ギングリッジは「サイバーテロに対する官民の協力と対応が必要」と言っています。

ヨーロッパでも、同じように議論の場を作ろうという傾向があります。産業界や政府、人権擁護団体などからいろいろな人が入って、何年かかってもいいから、どこでプライバシーの保護と犯罪の防止との妥協点を見出すかということについて、オープンに議論しています。第2回対談で大谷さんが言及されたG8の会合も、まさにその会合です。外務省が発表している正式名称は、「G8ハイテク犯罪対策・官民合同ハイレベル会合」です。今年の5月に東京で第2回会合が開催されました。こういう議論を行うことは必要だと思います。そして、技術者、法律家、社会学者、市民団体の代表というように、様々な分野の人が参加することが必要ですね。

林 なるほど。“技術と法律”というと、これまでもっとも遠い関係と考えられてきました。だいたい、法律家と話をすると「私は「技術」がわからない。林さんは会社人間だったから「技術」がわかるでしょ



うと言われます。私もほとんどわかりませんが、両者の間を採るといのはなかなか難しいですね。

山田　そうですね。アメリカの電気通信技術者協会の機関紙『IEEE Spectrum』に面白い記事が出ていました<sup>3</sup>。法律を制定する人たちは、「オリジナルでなくてもいい。むしろ、大多数の人が同意できるような案を求め、その案を作っていくプロセスを大事にして、「そのプロセスの間にいかに合意が形成されているか」を大切にしています。それに対して、技術者とか研究者は、「オリジナルでなければならない。結果がすべてであって、他を圧した高性能とか、初めて見る機械といったものを作ることが誇り」であるわけです。それが本当にいいものであれば世界を支配してもいいと思いがちで、プロセスより先結果を、多数より先個人というように、思考形態がまったく別であるということがその記事には書かれていました。ですから、両者の間で対話をする、まったくわけがわからなくなってしまうことが多いのです。しかし、いまだからこそ、議論しなければならないんだということが、その記事で提案されています。

林　私自身の見方は、論理性を追究するという発想法において、“法律と技術”はほとんど同じではないかと思っています。とくに、論理性を追究する学問の一つの究極が数学だとすれば、数学者は社会科学に攻め込むときに経済学に向かったのは間違いで、実は、最初は法学に向かうべきだったというのが、私自身の主張です。私は、本当は対話ができるだろうと思います。

#### 分散型社会に向けたサービス

林　話題を変えまして、いま起こっているいろいろな事象、極端なものはサイバーテロですが、そういう問題もひょっとすると、ネットワークの構成法にも非常に密接に関係があるのではないのでしょうか。昔だと、どこかに中央司令所めいたものがあって、いまはそれがまったくないというか、LANが相互につながっていて超分散、超自立型になってい

ます。これは、今後もこの方向に進むのでしょうか。

山田　私はそのように思っています。オフィスから外部に電話をする場合、中央で管理された電話網を利用せざるを得ませんが、かりにオフィスの中でLANを使用しようと思うと、ほとんど誰も管理していません。インターネットは分散処理されている、なるべく中央での管理レベルを落とすという方向でネットワークが構築されています。いま、通信技術の大勢は、その方向に向かって動いています。おそらく、通信網の規模が拡大して、中央管理することがほとんどできなくなったということが原因で、分散的なさまざまな機器、さまざまなノードが分担して、全体として調和をもって機能するという方向に動いているのではないかと思います。ただ、そうなる、さきほどから話をしているネットワークの安全を保障するための犯罪捜査等が、非常にやりにくくなります。

よくテレビドラマで、誘拐事件が起こって犯人から電話がかかってくると、犯人がどこから電話をかけているのかを調べたりしますが、あれは犯人が電話をかけている間はずっと回線がつながったままなので、追いかけることができるわけです。テレビドラマでは、ちゃんと追いかけるように「話を長くしてください」と言ったりします。一定の時間つながっていれば、必ずどこからかけている電話かが分かるわけです。ところが、インターネットのようなパケット通信だと、パケットを送った瞬間はつながっていますが、その次の瞬間には接続が切れるわけです。そうすると、どんなに長い時間パケットをやりとりしても、どこから発せられたかは分かりにくいのです。さきほどの回線交換型でつながっているものに比べると、圧倒的に分かりにくいわけです。しかも、自動車に乗って携帯でインターネットに接続している場合、基地局も時々刻々切り替わってしまい、追跡は非常に難しくなります。ネットワークが分散処理型になっていくと、ネットワーク犯罪の危険性はますます高まるのではないかと思います。おっしゃるように、ネットワークが分散処理型になっていくということは、それを許容するような社会制度、たとえば法律制度ができていくかどうかということが問題になっ

できます。技術は、たしかにその方向を指向しています。オフィスのLANであれば法律問題抜きにすぐ実現しますが、いろいろなサービスをみんなそのように整備するには、ある意味でその分野の法律を全面的に見直して、その技術の方向をサポートするようにしなければならないのではないかと思います。

林 通信と放送の融合法を検討する過程で、「融合法はこうすればいい」という提案をすると同時に、現行の法律をいかにその中に流し込んでいくか、場合によっては廃止していくことをやらなければなりませんよね。その移行プロセスをいろいろ考えたときに、最初に頭に浮かんだのは「有線電気通信法(有線法)」という有線系の基本法です。実際にどのようなケースが当てはまるかということはありませんが、たとえば、ビルの中にLANを引くときに届け出が必要なのかということを見ると、ネットワークがビルの中で終始している限り必要ないのではないのかという気がして、最初に廃止する法律はこれなのではないかと思ったのですが、山田さんの資料によると、実は有線法が適用されるケースがあるということですね。LANと有線法は関係があるのですか。

山田 『日経NETWORK』の記事<sup>4</sup>にあったのですが、厚木に「森の里」という住宅地があります。その住人たちで「ご近所LAN」というネットワークを作ろうと思い、そのリーダーが自分の家にOCNエコノミーの回線を引き込んで、それを数件の家に分岐させて10BASE2を共有しようというシステムを作ったそうです。そのときに、その提唱者は、これはLANを事業として営むということではないかと考え、最初は、「一般第二種電気通信事業者」の届け出が必要かどうかを調べたらしいのですが、それについては、非営利事業なので必要ないということがわかったそうです。しかしながら、ケーブルを隣の仲間の家に引く場合、他人の敷地にLANを引くということで、有線法に基づく「有線電気設備設置届」を提出する必要があることがわかり、郵政省の関東

電気通信局にアクセスして、いろいろな指導を受けて許可をもらったのだそうです。

林 これは届け出ればいいのですか。

山田 「届け出」という法律用語は極めて曖昧で、届け出て審査を受けて「受理」というハンコが押されなければ「届け出た」とはみなされません。台湾の前総統が、「ビザを申請したがまだ受けていない」と言っていたのも、受理印を押されていなかったからなんですね(笑)。厚木の彼も、不足事項や添付書類の追加を指摘してもらったりを何度か行って、正式に届け出てから1ヶ月後に、受理印が押された届け出書類のコピーが送られてきたということです。ですから、たぶん2ヶ月くらいかかっていると思います。そのようにして「ご近所LAN」を作ろうということになったのですが、今度はケーブルが道路を横切るときに、道路法に基づいた道路使用許可が必要なのだそうです。ネットワークのケーブルを空中で渡そうと思っていたら、そんなことに道路使用許可が出せるのを出せないのと市役所にさんざんいじめられて、結局、赤外線をつないだのだそうです。オフィスのLANだったらなんの許可も必要ないのに、「ご近所LAN」を作ろうと思うと、有線電気通信法、道路法に基づく申請が必要になるということです。「ご近所LAN」のようなネットワークを作るといことは、積極的に推奨されるべきことだと思うのですが。

林 CANを推進している側から言えば、当然そうでしょうね。

山田 それが簡単にできないということは、将来に向けた新しい利用形態の発展を、法律が阻害していることになるのではないかと思います。カナダでは、光ファイバを共有するコンドミニウムファイバというものが実験的に行われています。光ファイバを何軒も家で共有して、そこに大量の情報を流すことによって、実効的に電気事業者が要らない市民ネットワークを作ろうという実験です。かりにそ

れを日本で行おうとすると、さきほどのように有線法や道路法に基づいて許可をとらなければならないなどの、複雑な手続きが生じてくる可能性があります。しかも、光ファイバの出口に無線LANの基地局をおいて、すなわち、無線LANの基地局を1軒が1個ずつ提供して、無線LANが使えるくらいの速度で歩いている間は、無線でご近所ネットワークが使えるようにしようということも考えられます。そうすると、無線の送信機や受信機を利用していいかどうかというのは、許認可の対象になります。それを避けるためには、誰でも使えるところの2.4ギガヘルツとか、5ギガヘルツだけを使って利用するということになって、だんだん使用できる帯域が混み合ってきます。このようなことが起きてくると、繰り返しくなりますが、法律がネットワークの発展、それも超分散型の、市民が共有するネットワークを作ろうという動きを阻害するのではないかと思います。

林 山田さんも技術万能主義ではないと思いますが、片方では、技術の発展は止められないという側面があると思います。そこが法律家にはなかなか理解ができないところですね。この問題について、1985年の通信の自由化のときにはそこまで考えていなかったことなのですが、そのあとだんだん考え始めたのが、自由化というのは誰のための自由化かということです。利用者にとっては多様性が増えて料金さえ下がればいいんだというのが初期の発想でしたが、「そんなことは自分でもできるじゃないか」とユーザーが考え始めるようになると、「誰がやるのであれ、そこに超過利潤が潜んでいるに違いない、自分がやればもっと安い」と思う人が出てくるのは当然です。それを認めないと、本来の自由化はできないかもしれないと思うようになりました。とくに私は、電気事業審議会の委員なのですが、電力の自由化とは何だろうと考えると、大口から始めて、自分の使う電気は自分で作ってもいいという動きだと捉えると非常に理解しやすいですね。つまり電力でさえ超分散供給という形になるかもしれません。通信にいたっては、そうなるしかないと思うんですが。

山田 電力で、よく「コジェネレーション」と言われていますが、たとえば、冷暖房の熱源を製造するシステムで、同時に発電も行うということで「コ」が付いているわけです。ビルを建てました、ビルには当然冷暖房が要るので買ってきて設備をしました、これが水素ガスを燃料とするものだったり、液化天然ガスを燃料とするものだったりします。冷房や暖房を使用してみると、そのときのエネルギーで発電もできるということに当然気づき、発電もやってみようということになります。ところが、そのビルで使う電力量をすべてまかなえるのであれば何の問題も生じないのですが、常識的に考えて、あるときには足りなくてあるときには余るという状況が生まれます。そうすると、電力会社との間で「足りないときには売ってください、余ったときには買ってください」という契約を結ばなければならなくなります。そもそもなぜ「コジェネレーション・システム」を導入したのかと考えると、同じ水素ガスあるいは同じ液化天然ガスを燃やすならば、最大限効率よくそれを使って、なおかつ環境保護にも役立つようにしたいということです。コジェネレートして効率を上げるほうが当然いいわけで、それを認めざるを得ないはずなのです。日本中でコジェネレーション・システムをもったビルがどんどんできてくれば、利用者はそういうことも選べるようになります。ただ、一般家庭ではそのようなシステムを導入することができないので、これまで通り、電力会社から電気を買うことになります。それは、電気というものの購入形態が変わるということだと思います。通信も同じだと思います。

林 そうすると、最初の頃の自由化は事業者のための自由化という感じだったのですが、だんだんユーザーサイドになってくる。それがとくに環境に関係あるようなものと、環境上、そちらのほうがいいということになるのは当然のことだと思います。ここで問題になるのは、「かわいいそうなのは事業者でございます」という事象が非常に顕著になってくることです。なぜなら、通信であれ電力であれ、自前で設備を作ろうという人はたいてい大口ユーザーで、いままではその大口ユーザーからがっばり

稼がせてもらって、その分で儲からないところもやるというユニバーサルサービスのしくみになっていましたよね。それが、がっかり稼げると思っていたところが「私は自分でやります」というように逃げてしまうわけです。完全に逃げてしまうならまだいいのですが、「足りなくなったら売ってちょうだい」などという義務を課されると、事業者は踏んだり蹴ったりということになりますね。

山田 そうですね。

林 これはどのように解決すればいいのでしょうか。

山田 通信でも同じだと思います。普段は「近所LAN」を使っているけれども、いざ何かが起こった場合、たとえば地震が起きたときは携帯電話を使いたいなどという場合、負担が増えてくるわけです。有名な事例ですが、NTTが光ファイバを加入者系に入れるときに、「110番」や「119番」の通信をサポートするために、電気の配線をファイバと一緒に引き回すかどうかということをご議論したことがあります。光ファイバだけであれば当然電気は流れません。電気が流れないとすると、家庭で停電が起きた場合、「110番」や「119番」にかけたくても手がなくなってしまいます。いまの銅線の電話の場合は電話局から電力を供給しているので、停電しても電話はかけられます。小松左京の『日本沈没』という小説に「つながるのは電話だけだった」という一文があると、昔、電話会社が喜んでいました。NTTが光ファイバ加入者線を敷設する際に、停電が起きて「110番」や「119番」が使えるように電気の配線も生き残らせることが、義務なのかそうでないのかということが議論されたわけです。結果的には「そんな時代ではない」ということで、電気配線をしなくてもいいということになったと思います。

いまおっしゃったようなことを延長していくと、「かわいそうな事業者」は「高費用」を強いられるのですが、ますます厳しい状況に陥ったときに、本当にそこまでサービスすることが義務なのかということ

を見直すのではないかと思います。ですから、自分のリスクでコジェネレーション・システムを導入したのであれば、「自分で使うものについては自分でまかなってください、足りないのは自分たちの責任でしょ。勝手に停電したらどうですか」ということが起きてもいいのではないのでしょうか。

林 これは難しいところです。私は、学生の就職に際して推薦状を書くことがあるのですが、「先生のおられた通信業界はいいのではないですか」と言われます。「いいとも言えないよ」と答えて、いまのような説明をするのですが、そうすると学生も考え込んでしまうわけです。だからといって、私にも智恵があるわけではありません。話題になったセキュリティの問題も似たようなところがあると思います。言論の自由、プライバシーを守るという観点からしても、ISPや事業者に期待しないと守れない。通信傍受やそういう手段で犯罪捜査に役立てようと思っても、ISPなどに期待しないと機能しません。

それから、たとえば、著作権侵害のMP3の問題も、著作権を守ってマイクロペイメントでお金をいただくとしても、ISPに機能がないとそれはできません。また、かりにそれは著作権侵害だから差し止めようとしても、ISPが言うことを聞かないと差し止められません。あらゆる問題がインタメディアリーなところに集約されていて、社会的役割が非常に高まっています。「社会的役割が非常に高まるから就職したらどうだ」と学生には言っているのですが、同時に、「先生、それって儲かるんですか」と聞かれると、どうも限りなく儲からない部分もたくさんやらなければならないのではないかとことになってしまって、資本主義社会の会社の魅力という観点からすると、就職しないほうがいいのではないかとという矛盾が生じてしまいます。

山田 社会的な価値は高くても儲からなくてもいいという事業を営んでいるところは、中央政府や地方政府です。今後はそういう公共的な性格のものになっていくのかなと思っています。ユニバーサルサービスが本当に必要なのかという議論をしてい

る方々の中で、「よほど必要だったら、もう一度電電公社を作ればいいんだ。儲からなくても絶対に必要な仕事なら、覚悟を決めて、必要なら税金を投入してでも最低限のネットワークを設備したらどうか」ということを主張する人がいます。もしかすると、そういう方向に移っていくのかもしれませんが、超分散ネットワークになるとまったく様相が変わってきて、事業者と利用者の区別がなくなってくると思います。超分散ネットワークという方向への技術の進展と、いまのような、公共性があるから中央管理する必要があるという議論は矛盾があるので、どちらが正しいのかは分かりません。

林 学生に対する私の暫定的な回答は、「社会的機能や役割は高まるのだから、まずはそこに入りなさい。そこで数年経験を積んで、自分で事業をやると思えばそうすればいいし、そのままいつけたほうがいいと思えばそうすればいい。そうでなくても、その経験を活かして、これをやってやると思えば転職すればいい」という、なんとも答えにならない答えを学生にはしています(笑)。

山田 そう答えるしかないですね。通信事業は、いまの時点では魅力的な事業ですが、本当にそれがつつくかどうかはよく分かりません。たとえば、いま、携帯電話で音楽のダウンロードができますが、1曲ダウンロードするといくらかをレコード会社に支払うのですが、そのほかに携帯電話会社にも通信料を支払います。1曲の通信料はPHSを使った場合、150円くらいだと思います。いずれそれがミュージックビデオになったとします。そうすると、ビット数という意味での情報量は約100倍です。ビット当たりの単価が同じだとすると、1曲ダウンロードするのに1万5000円かかってしまいます。たとえば学生が、「モーニング娘。」のビデオを1曲ダウンロードするのに1万5000円も支払うかということ、そんなことは絶対にあり得ないと思います。彼らの可処分所得の範囲を超えてしまいますよね。ということは、ミュージックビデオがダウンロードできるような時代になれば、ビット当たりの通信料を100分の1に落とさなければ

ならないということです。その方向にどんどん進んでいくことは間違いありませんから、何テラバイトといった情報がものすごい勢いで行き交うようなブロードバンド時代というのは、それがほとんどタダ同然の値段にせざるを得ません。

別の言い方をすると、NTTドコモが現在繁栄していますが、ドコモの総収入がいまの100倍になる時代が来るかという、それは絶対にあり得ないと思います。せいぜい2倍か3倍でしょう。そういう意味で、産業の成長は、情報量の爆発の規模に比べると圧倒的に小さい規模でしか起きないわけです。要するに、バス会社や鉄道会社と同じように、爆発的に伸びていくような産業だとは思わずに就職したほうがいいですね。給料もそれほど変わらないでしょう。

林 今回は特許についてもお話しありがとうございました。次回は、特許や知的財産権の話を中心に、名和先生を含めた鼎談を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

1 ジョージ・オーウェルの小説『1984年』では、国中を監視するネットワークを司るビッグ・ブラザーが、国民の権利を抑圧する様子が描かれている。

2 N.Gingrich, "Threats of Mass Disruption," Information Security Magazine, April (2001) [http://www.infosecuritymag.com/articles/april01/columns\\_security\\_persp.shtml](http://www.infosecuritymag.com/articles/april01/columns_security_persp.shtml)

3 J.M.Peha, "Bridging the divide between technologists and policy-makers," IEEE Spectrum, March (2001)

4 山田剛良、「月4000円で専用線接続 隣近所にネットワークを張る」, No.9, p.204, 『日経NETWORK』(2001)

# 「青少年社会環境対策基本法案」を支持する

青柳武彦(主幹研究員)

青少年に悪影響を及ぼす恐れのある雑誌・刊行物・テレビ・ビデオゲーム・その他のマルチメディア・コンテンツに対する取り締まりは、これまで都道府県(長野県を除く)における条例レベルで行われてきたのみであり、根拠となるべき国の法律はなかった。そこで地方公共団体からの要望に応じて、参議院の自民党女性議員グループが中心となって研究会を行い、更に同党の政策審議会の場において検討を行い、ほぼ1年間にわたる検討期間を経て「青少年社会環境対策基本法案」の素案がまとまった。自民党は近く同法案を通常国会に提出する予定であるが、その概要は以下のとおりである。

法案の概要(要約・文責=筆者)

【目的】 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境から青少年を保護するにあたっての基本理念を定める。国、地方公共団体、事業者、保護者、及び国民のこれに関する責務を明らかにする。青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境から青少年を保護するための施策を総合的に推進する。以上により、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

【基本理念】次代を担う青少年を健全に育成することは不可欠であるが、一方、急激な情報化の進展、過度の商業主義的風潮のまん延等により、青少年有害社会環境のもたらす弊害が深刻化している。このような傾向に鑑み、国民的課題として青少年の健全育成にかかわる全ての関係者と国民各層の協力と連携の下に、家庭、学校、職場、及び地域社会において青少年を健全に育成するための良好な社会環境が確保されるように配慮する。

【関係者それぞれの責務】国は、基本理念について国民の理解を深め、総合的対策を策定・実施する責務を有する。地方公共団体は自主的な施策

を策定・実施する責務を有するとともに、本趣旨による地域の活動を支援する。事業者は、その供給する商品又は役務について、青少年の健全な育成を妨げることがないよう配慮する等、必要な措置を自主的に講じる。また、国および地方公共団体が実施する青少年社会環境対策に協力する責務を有する。保護者は青少年の人間形成にとって基本的な役割を担うことから、有害社会環境から保護すべき第一義的責任を有することを自覚し、保護に努めなければならない。国民は社会連帯の理念にもとづき、有害社会環境からの青少年の保護が図られるように努めるとともに、国・地方公共団体が実施する関連対策に協力する責務を有する。

【適用上の注意】本法律の適用に当たっては、表現の自由、その他の国民の基本的な人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【基本方針】国は本基本理念にのっとり、対策の大綱、これを国民的取組みにするための基本的事項、事業者等による自主的協定・規約に関する事項、センター事業に関する基本的事項などについての基本方針を定め、閣議の決定を経て遅滞なく公表する。

【事業者の自主規制】事業者またはその団体は、事業者の供給する商品又は役務が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認めるときは、青少年の心身の発達に応じた供給方法にするなどのために、自主的に遵守すべき基準についての協定等を締結するように努める。締結した場合には内閣総理大臣又は都道府県知事に届ける。当該届出にかかわる協定等は一般の閲覧に供する。

【指導・助言】内閣総理大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときには事業者又は事業者団体に対し指導及び助言を行なうことが出来る。

【勧告及び公表】内閣総理大臣又は都道府県知

事は、事業者の供給する商品又は役務が次のいずれかに該当していると認めるときは、事業所管大臣及び行政機関の長に協議した上で、必要な措置を取ることを勧告することが出来る。すなわち 青少年の性的な感情を著しく刺激し、又は性的な逸脱行為を誘発し、若しくは助長するおそれがある場合、 青少年に粗暴な又は残虐な性向を植え付け、又は暴力的な逸脱行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長するおそれがある場合、 その他青少年の不良行為を誘発し、又は助長する等の青少年の健全な育成を著しく阻害するおそれがある場合。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、事業者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することが出来る。」以上である。

#### これまでの経緯

ここで、同法案の立案に至るまでの足取りを簡単にたどってみよう。2000年4月に参議院自民党が同法案の骨子を立案して、警察庁、文部省、総務庁、法務省その他の関連の合計10省庁(省庁名はいずれも当時)に対して趣旨の説明を行った。5月に至り、自民党は関係省庁の意見を取り入れて「青少年有害環境対策基本法案(素案)」をまとめた。同党は、青少年に関する特別委員会(委員長:小野晋也衆議院議員)を開いて、同党衆議院議員に同法案の趣旨の説明を行った。その後、同法案の名前の「有害環境」が「社会環境」に訂正された。

7月31日には民主党の水島弘子議員が衆議院本会議において、「子どもたちを有害な情報から守る法律を早急に作る必要があるのではないかと」という趣旨の代表質問を行った。これがきっかけとなって、民主党内にも「有害情報から子どもを守るための基本法制定プロジェクトチーム」ができた。

この間に反対運動の方も盛り上がりを見せた。6月には青木貞夫メディア総研所長、奥平康弘東京大学名誉教授(憲法)、桂敬一東京情報大学教授、清水英夫青山学院大学名誉教授、田島泰彦上智大学教授、原寿雄氏(ジャーナリスト)、渡辺眞次弁護士らの7人が「表現の自由を脅かす『青少年有害

環境対策基本法案(素案)』に反対する緊急アピール」を発表し、複数の大新聞の取り上げるところとなった。その後、雑誌刊行物にもこれを批判する記事が続々と掲載されるようになった。「ほんコミュニケーション」<sup>1</sup>、「GALAC」<sup>2</sup>、「出版ニュース」<sup>3</sup>、「法学セミナー」<sup>4</sup>、「創」<sup>5</sup>、「週間現代」<sup>6</sup>、「マスコミ市民」<sup>7</sup>、「サンデー毎日」<sup>8</sup>、「読売ウィークリー」<sup>9</sup>、「噂の真相」<sup>10</sup>、その他であるが、殆どの記事が同法案に対する批判で満ち溢れている。

団体からの反対運動も活発である。当事者の中心でもある民放連は2000年9月21日にいち早く「同法案は憲法違反であり反対である」との意見を表明した。引き続き、同年10月には雑誌協会、日本書籍出版協会、日本出版労働組合連合会、及び日本出版取次協会が、12月には映画演劇労働組合総連合、日本ペンクラブが、それぞれ反対意見を表明した。2001年1月15日には民放テレビ局の6キャスター(真山勇一氏、筑紫哲也氏、安藤優子氏、蟹背誠一氏、田原総一郎氏、斎藤一也氏)が記者会見を開いて、同法案に対する反対意見を発表した。

これらの反対意見を総合・整理すると、概略、以下のとおりとなる。

- (1) 表現の自由(報道の自由を含む)を侵害するから憲法違反である。
- (2) メディアの有害情報の影響を受けて青少年が犯罪を起こすという因果関係が立証された例は、これまで一つもない。
- (3) テレビやビデオゲームの影響を受けて犯罪に走る青少年がいるかもしれないが、それは極めてわずかな数に過ぎないから、これをもって全体を規制するのは過剰である。
- (4) 有害環境の定義があいまいである。
- (5) 善悪を内閣総理大臣と都道府県の知事だけが判断するのは好ましくない。
- (6) メディアの規制は法律で行うべきものではなく、自主規制が望ましい。
- (7) 良い作品まで有害と見なされてしまう危険性が大きい。

## 反対意見への反論

ところが筆者には、本法案がそれほど悪いものとは思われないのだ。むしろ時宜を得た提案であると高く評価したい。そこで、これらの反対意見の一つ一つに考察を加えて、反論を試みてみよう。

### (1) 表現の自由(報道の自由を含む)を侵害するから憲法違反である。

日本国憲法第二十一条第一項の「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」という条項は、表現の自由を絶対視するものではない。公共の福祉と利益のために制限される場合があるのは当然である。そこで、問題は青少年に有害な情報を規制することは、表現の自由を制限するほどの合理的な根拠があるか、ということになる。

これに関しては、有名な平成元年9月19日に下された岐阜県青少年保護育成条例違反事件についての最高裁判決がある。これは、知事が指定した有害図書が自動販売機に収納してはならないという規制が、憲法違反ではないかということが争われたケースである。本最高裁判決によれば「有害図書が一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長につながるものであって、青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識になっている」と述べて、「憲法第二十一条第一項に違反するものではない」と断じている。

この他にも、既にいろいろな法律的根拠に基づいて、表現の自由に対して相当に広範な制限が行われている。猥褻な表現に対する制限(刑法百七十五条の猥褻罪)、他人の名誉を毀損する表現に対する制限(刑法第二百三十条、及びその第二項、民法第七百二十三条の名誉毀損)、他人のプライバシーを侵害する表現に対する制限(民法第七百九条)、犯罪を扇動する表現に対する制限(破壊活動防止法第三十八条、第三十九条、第四十条)、道

路上でのビラ配りなどに対する制限(道路交通法第七十七条第一項)、他人の家屋へのビラ貼りに対する制限(軽犯罪法第一条第三十三号など)、選挙に関係する表現行為に対する規制(公職選挙法による戸別訪問の禁止など)などがある。このように、表現の自由も公共の利益のために必要な制限を受けているからこそ、国民の安全で快適な生活が守られるのであることを国民は知るべきである。

表現の自由をめぐる論争には米国でも長い歴史がある。合衆国憲法修正第一条には、「連邦議会は(中略)言論または出版の自由(中略)を制限する法律を制定してはならない」と規定している。例外規定さえも許さないということであるから、日本国憲法より先鋭しい規定の仕方といえるだろう。当初はこれを文字どおりに解釈して、言論または出版の自由を制限するような効果があれば、「如何なる」法律も違憲とすべしとの考え方が支配的であった。しかし、通信・放送・出版というメディアの発展の歴史と共に、米国連邦議会と裁判所は、こうした固定的かつ古典的な考え方から脱却していった。

プールは「その離脱の仕方は、ラジオ放送とコモンキャリアでは根本的に異なっている。電報と電話という電気通信キャリアに関する法制度が創設されつつあったときには、政策立案者は、その決定により言論と出版が規制されることをほとんど認識していなかった。1920年代になって放送制度が創設されつつあったときには、政策立案者はそのことを十分認識していた。」<sup>11</sup>と述べている。

1919年にホウムズ(Holmes)裁判官は法廷意見の中で、ある表現が実質的害悪を生じせしめる「明白かつ現在の危険(Clear and present danger)」<sup>12</sup>を持っている場合には、立法部門はそれを阻止する権限を持つべきであるので、言論の規制が許されると述べた。この基準は言論を制約する立法の合憲判定理論として長い間通用していたが、1951年には、たとえ害悪が実現される可能性が小さくても害悪が重大なときには、その取締まりは合憲であるとされて理論は拡大された。その後、これを縮小する意見<sup>13</sup>も出て、紆余曲折を経て現在にいたっている。言論の自由の制限に該当するケースとし



て、既にタバコのテレビ広告が禁止されている。その他にも、他人のプライバシー侵害となるもの、名誉毀損となるもの、猥褻等公序良俗に反するものを挙げることが出来る。

表現の自由は絶対的なものではなく、社会、経済、及び広い意味での文化(教育、芸術、を含む)の分野において、それと競合する価値又は上位の価値とのバランスの上で行使されなければならない。青少年を有害情報から守るという極めて公共性の高い、かつ明確で緊急性のある案件においては、表現の自由がある程度は制限されるのは当然である。

(2)メディアの有害情報の影響を受けて青少年が犯罪を起こすという因果関係が立証された例は、これまで一つもない。

有害情報の悪影響があるというのであれば、科学的に厳密に証明してみせろ、と言っているわけである。しかし、これは一般社会の認識とあまりにもかけ離れすぎている独善的な姿勢と言わざるを得ない。たしかに、誰にも当てはまる一般論としては、科学的に疑問の余地がないまでに立証された例はまだない。しかし、マルチメディア情報の普及にともなって数が増えつつある特定の感受性の鋭い青少年にとっては、極めて強い因果関係があると思われる科学的な根拠があるのである。

法律的には、因果関係が科学的に厳密に証明されなくても、その蓋然性について社会的に十分な認識と合意があれば、規制をすることが出来るという説が支配的である。前述の岐阜県青少年保護育成条例違反事件についての最高裁判決の中で、補足意見ではあるが、伊藤正巳裁判官は次のように述べている。すなわち、「青少年保護のための有害図書の規制が合憲であるためには、青少年非行などの害悪を生じる相当の蓋然性のあることをもって足りると解してよいと思われる」

科学的根拠についてであるが、最近の神経生理学(特に脳科学)と認知科学によると、人間は「無意識」に支配されている部分が意外に大きいことが

判明している。テレビ、ビデオゲーム、映画のようなマルチメディア情報は、その豊富なシグナル・リダンダンシー<sup>14</sup>によりモウダリティ効果<sup>15</sup>を生むので、人間の深部における無意識の世界にさえ容易に到達することができる。マルチメディア情報は、イメージを掻き立てることにより間接的に「古い脳」、すなわち情動、反射運動などの個体維持に必要な基本的な仕組みを司っている大脳辺縁系にも影響を与えてしまうことになる。そのため、人間の感受性と精神に知らず知らずのうちに大きな影響を与えてしまうことになる。

このことは、「意識・無意識」と「理性・感性」を組み合わせる精神現象の場面を四つのジャンルに分けて考えてみると、一層はつきりする。「意識的理性」は言語を使って思考する論理的な精神現象であり、「意識的感性」はイメージの世界である。「無意識的理性」とは潜在的な認知過程の世界であり、カクテル・パーティ効果<sup>16</sup>、サブリミナル効果<sup>17</sup>もその例である。最後の「無意識的感性」の世界では、マルチメディアの果たす役割とその影響が大きい。無意識のうちに人間の神経生理に直接的な影響を与えるので、危険性も大きい。

ポケット・モンスター事件<sup>18</sup>などの例においては、映像の影響がけいれんなどのはっきりと目に見える形で現れたので、脳が影響を受けたことを知ることが出来た。しかし、マルチメディア情報はこのような身体的・生理的な面にだけ影響をあたえるのではなくて、精神的な面及びそれに基づく行動のパターンにも影響を与えるのである。もし、これがもっと精神の深部の話であって、影響が甚大であるにも関わらず、目に見える形で現れないとしたら重大なことである。

意識的であれ無意識的であれ、人は心に思うことをすべて実行してしまうわけではない。「新しい脳」、すなわち大脳新皮質が担当する意識的理性による自制心、すなわち抑制機構が働くからである。しかし、非常事態に遭遇して個体維持の必要性に迫られたとき、およびマルチメディア情報による反復刺激や強い刺激に影響されて、「古い脳」、すなわち大脳辺縁系の働きが勝るときには抑制機構

が解除されてしまう。抑制機構がまだ強固に構築されていない青少年や、特に鋭い感受性を持っている青少年にとっては、マルチメディア情報は極めて危険な刺激になることがある。映画、テレビ、ゲームの暴力シーンやインターネット上のポルノ情報も有害である。

人間は、自分では理性的・論理的に行動していると思っているが、実は無意識下の感性と情動に支配されていることが多い。そうすると、「人間は自分の意識と行動を理性的にコントロールする能力があるから責任能力がある、責任能力がある以上、内面的な思想と信条は完全に自由であるべきである」という人間の自由と権利に関する大命題さえもが極めて怪しくなってくる。

したがって本当は、問題は青少年問題にとどまらないのだ。最近の神経生理学と認知科学が明らかにしたように、意思の力は極めて限定的であるので、人間の責任能力が従来考えられてきた程あるかどうかは疑わしい。加えて、マルチメディア情報システムが発展し広く普及するにつれて、コミュニケーションのあり方と人間の心のありようが大きく変化してくる。今後、テレビやビデオ以上にアピール力の強いマルチメディア情報機器が普及してきた時に、どのようなことが起りうるかについては、表現の自由との兼ね合いを考えつつ、今のうちから歯止めを検討しておくことが必要である。本法案は、そのきっかけとなるものである。

(3) テレビやビデオゲームの影響を受けて犯罪に走る青少年がいるかもしれないが、それは極めてわずかな数に過ぎないから、これをもって全体を規制するのは過剰である。

現実に犯罪に走ってしまう青少年を問題にしているのであるから、対象が極めて小さな比率に過ぎないのは当たり前である。もし大きな比率であったら、世の中はひっくりかえってしまう。犯罪が偶発性のものか、必然性のものかを考えることが大切である。犯罪に走る青少年の出現が極めて偶発的なものである限りは、カリキュレイテッド・リスクとして

受け入れて、個別的な対症療法を取るしかない。しかし、有害環境からの影響との相関関係が極めて高く、かつ因果関係の蓋然性が高い場合には、たとえ小さな比率であっても、必然性のある事象として捉えて、人智を尽くして原因をコントロールすべきである。

総務庁(当時)の調査によれば、ポルノ雑誌やアダルトビデオを見たことがあるのは、普通の中学生の場合は27%程度であるのに対して、非行で補導された中学生の場合は57%程度にものぼった。この調査は長期的な変動要因の追跡調査がなかったことから、有害情報に触れたから非行に走るようになったのか、それとも非行に走る中学生にはそのような有害情報を好む性向がもともとあったのか判断としない。おそらく因果関係は双方向的であろう。

1997年2月から3月にかけて神戸で連続女子殺傷事件を起こし5月には小学校6年生の男児を殺害して首を切り落とし、これを中学校正門前に陳列した14歳の少年がいた。兵庫県警察本部須磨署捜査本部によると、この少年はビデオのホラーものや残虐ものに強い興味を持っていたとのことである。神戸家庭裁判所が発表した「処分決定要旨」によると、鑑定人は「少年は直観像素質者<sup>19</sup>であって、この顕著な特性は、本件非行の成立に寄与した一因子を構成している。」と述べている。直観像能力を持つほどの感受性の鋭い少年であれば、常人にはさほどの影響力のない情報に対しても過敏に反応していたであろう事は容易に推測できる。単なる偶発的事象ではなかったと考えるべきである。

2000年8月に大分県で一家6人殺傷事件を起こした16歳の少年の場合、大分地裁は「日ごろから残虐なテレビゲームや映画の影響を強くうけており、殺人に対する抵抗力が少なくなっていたことも一つの要因となっている」と述べている。西鉄高速バスのバスジャック事件の犯人についても、佐賀地裁は有害環境からの悪影響があったと思われる事を認めている。これらの例を見るまでもなく、有害環境からの悪影響を青少年が受けていることについては、単なる蓋然性以上のものがあるということが

できる。

#### (4) 有害環境の定義があいまいである。

そもそも、この種の反対論には十分な反論は難しい。なぜならば、質問自体に既に反対の意思がア priori に含まれているからである。定義があいまいであると批判するのであれば代替案を提出すればよさそうなものだが、決して提出されることはない。仮に妥当な定義に変更しても、反対が賛成に変わるわけではない。したがって、どのように定義しても批判は無限に継続するだろう。定義の問題は反対の本当の理由ではないからである。

本法案においては、事業者の自主規制が実効をあげている限りは、内閣総理大臣や都道府県知事の指導、助言、勧告は行われない。行われる場合の有害環境についての判断基準は以下のとおりである。すなわち「青少年の性的な感情を著しく刺激し、又は性的な逸脱行為を誘発し、若しくは助長するおそれがあるもの、青少年に粗暴な又は残虐な性向を植え付け、又は暴力的な逸脱行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長するおそれがあるもの、その他青少年の不良行為を誘発し、又は助長する等の青少年の健全な育成を著しく阻害するおそれがあるもの」である。筆者は、この定義づけで必要かつ十分であると考え。むしろ、これ以上に詳しく規定すべきではない。

言葉の定義のあいまいさを突く反対論は、1996年の米国通信法の第五編、いわゆる通信品位法のケースを思い起こさせる。通信品位法の部分が、表現の自由を保障した米連邦憲法違反であるとの訴訟である。連邦最高裁まで争われた結果、翌97年に違憲との判決が下った。一般的には、このケースは青少年を有害情報から保護するという価値と、表現の自由の価値が真っ向から対立したものと受け止められているが、それは公聴会やネットワーク上での議論、つまり法廷外の論争であった。法廷内の論争はより法律技術的で、この両価値の調和を図る必要性は認めつつも、その目的に合致した法律的效果の範囲が妥当かどうかという問

- 1 2000年7月号、長岡義幸氏の「出版会・ホントのほん」と70子どもの権利を侵害する変な法律」
- 2 2000年8月号、坂本衛氏の「青少年有害環境対策基本法なんて、けつとばせ!!」及び2000年11月上旬号、田北康成氏の「メディア規制の潮流とマスメディアの消極的対応」
- 3 2000年7月下旬号、橋本健午氏の「『青少年有害環境対策基本法案(素案)』の問題点」及び同年8月中旬号、清水英夫氏の「意見書(違憲立法との批判を免れがたい)」及び2000年11月中旬号に「日本出版取次協会の同法案に対する見解」
- 4 2000年9月号、笹田佳宏氏の「メディアフォーラム、青少年とメディア有害情報を規制」
- 5 2000年10月号、「情報の焦点」及び2000年12月号、長岡義幸氏の「規制強化に出版界でも第三者機関構想浮上」
- 6 2000年10月21日号、「ジャーナリズム/検証『青少年社会環境対策基本法案』報道」
- 7 2000年11～12月号、竹内淳氏の「言論・表現の自由を脅かす『青少年社会環境対策基本法案』」
- 8 2000年11月5日号、鈴木嘉一氏の「メディアの性・暴力表現の研究、規制強化の「包囲網」広がる」
- 9 2000年11月12日号、鈴木嘉一氏の「一方的有害指定に反対の大合唱、放送・出版会に問われる自浄努力」
- 10 2001年1月号に山崎京次氏の「施行に向けて着々と進行中の青少年条例改定」の中で同法案に触れている
- 11 イシエル・デ・ソラ・プール(1983年)「自由のためのテクノロジー」東大出版会 137ページ
- 12 ハリソン・フォード主演の映画の題名(邦名「今そこにある危機」)にもなった。
- 13 1969年には合憲性を持つのは「Clear and imminent danger(明白かつ切迫した危機)」に限るという理論を縮小する意見も出て、現在にいたっている。すなわち、当該表現が違法な行動を直ちに取るように呼びかけたり、違法な行動を誘発したりする可能性のある(likely)という明白かつ切迫した危機の場合にのみ、言論の規制は合憲であるというものである。(『英米法辞典』田中英夫他 東京大学出版界による)
- 14 Signal Redundancy とは、信号が異なったメディアを通じて視覚、聴覚、嗅覚、触覚、など複数の受容器官を通じて知覚されること。モウダリティ効果により認識の度合いが深くなる。

題が審査されたのである。

担当のバックウォルター判事は判決の中で、法律の趣旨である子供の保護という観点の重要性は認めつつも、条項に「下品( indecency )」という言葉が定義されていないこと、最高裁の判例にもないことを理由に、当該条項の発効停止を命じた。その趣旨は、表現が曖昧であると、関係者は合法たらんとし、文言を拡大解釈して自主的に対応しようとするから、結果的に過大な規制になってしまう。このような状態は違憲である、というものである。

米国の通信品位法と青少年社会環境対策基本法案の違いは次の点にある。すなわち、米国通信品位法の場合は行政が規制を行うものであるから、規制の対象となる範囲の確定は極めて重要であったのに対して、同法案の場合は事業者に自主規制を促すものであるから、有害環境についての定義は第一義的には関係者の自主的な判断に任せようというものである。

(5) 善悪を内閣総理大臣と都道府県の知事だけが判断するのは好ましくない。

別に内閣総理大臣と都道府県の知事の2人だけで善悪の判断をしようというものではない。これは、国と地方公共団体の行政府の仕事であることを規定し、なおかつ、決定のレベルが最高責任者であるという職務分掌的な規定を含んだ表現であるに過ぎない。たしかに、行政府は経済的な規制は原則として行わない方がよい場合が多い。しかし、公害規制や交通規制などの社会的規制は、きちんと行うことは行政の重要な責務である。また、その法的根拠を与えるのは立法府の責務である。社会的規制の多くは自主的規制では難しい性格のものが多いが、自主的規制が効果的かどうかは、専ら国民の自覚と実行能力にかかっている。

本法案の趣旨によれば、対策を実行する第一義的主体は関係者の全てなのである。すなわち、国、地方公共団体、事業者、保護者等の、国民の全ての層がそれぞれの責務を自覚して自主規制を行おうと呼びかけているものである。その故にこそ国

民的な運動として同法案の趣旨を実行することを呼びかけているものである。

繰り返しになるが、適正化のための業界の自主規制が効果を上げていれば、国や地方公共団体による助言・指導・勧告などは一切発動されないのだ。また発動する場合でも、関係者と広く協議をする前提となっているから、仮に内閣総理大臣または都道府県の知事のいずれかが、個人的な極端な価値観の下に過激な規制を行おうとしても、絶対に出来ない仕組みになっている。それに規制といっても、勧告に従わないことを公表するだけのことであり、これをしも官による規制と呼ぶのはおこがましい。

仮に為政者が社会に受け入れられないような過度な勧告を行った場合には、それが実行されないからといってその旨を公表しても、国民の合意がないから事業者に対する社会的制裁は行われなだろう。社会の良識に沿った勧告が実行されなかった場合にのみ、社会的制裁は実効があるのである。

(6) メディアの規制は法律で行うべきものではなく、自主規制が望ましい。

この批判は珍妙としかいえない。この法案は自主規制を促すものであるから、それに対して自主規制で行うべきであると主張するのはトートロジー( 同語反復 ) といつか、むしろ法案に対する応援演説に等しい。もし、言われなくてもやるから法律で強制しないで欲しいというのであれば、その通りの趣旨となっているので心配はいらない。民放連は自律的に番組基準を設定しているので、法律による規制は必要ないといっているが、この法律は民放連のためだけのものではないのだ。

しかし、現実問題として、民放連を初めとする関係業界において既に十分に対策が行われているのだろうか。民放連が昨年4月から、第三者機関の「放送と青少年に関する委員会」を設けて努力を続けていることは評価するにしても、それが実効をあげているとは到底言い難い。夜12時過ぎの低俗

極まらないテレビ番組を見てみれば、テレビ業界の自浄作用などは絵に描いた餅に過ぎないことがよくわかる。前述の1月15日に行った記者会見で、民放6キャスター達が自ら認めているように、「かなり劣悪な番組があるのは事実であり、今のメディアの状況が全て誉められた状況かといえれば必ずしもそうではない」のである。

本法案によれば、助言、指導、勧告を行ってもなおかつ改善されない場合にのみ、その旨を公表することによって規制の実効性を担保しようとしている。個人的には、果たしてそれで実効があがるのか不安ではあるが、業界の自主規制ベースで改善が進むのであればそれに越したことはないので、関係者の一層の努力を望むものである。

(7) 良い作品まで有害と見なされてしまう危険性が大きい。

これは神経生理学的、認知科学的認識を全く欠いた意見である。良い作品というのは、「新しい脳」すなわち大脳新皮質による理性的判断の結果、良い作品という評価が与えられるものである。しかし有害な影響を与える作品というのは、青少年の「古い脳」すなわち大脳辺縁系に悪い影響を与えて、無意識のうちに青少年を性的逸脱行為や残虐行為に駆り立てたり、それを自制する抑制機構を解除させたりする効果を持つ作品のことである。したがって作品の価値とは無関係である。暴力を否定する趣旨の「良い作品」であっても、過激な暴力場面が多い作品は悪い影響を与えることも十分あるのだから、大脳新皮質の前頭葉における抑制機構の十分に発達していない青少年には見せない方が良いのだ。

深作欣二監督・北野武主演による映画「バトルロワイヤル」が今年の12月に封切りされ、さまざまな議論を引き起こしている。無人島につれて行かれた中学3年生全員が武器を与えられて、一人が生き残るまで互いに殺しあいを行うという筋書きで、残虐シーンの連続である。ここでは殺人がまさしくゲーム感覚で描かれている。暴力描写が過激とい

15 Modality Effects/Murdock,B.B1968。Modalityとは感覚の一定の様相のこと。複数の異なった相の刺激を同時に知覚すると、刺激は単一相の刺激の場合より強烈に、かつ深部に到達して認識される。外国語の単語を記憶する場合、文字を見るだけよりは、聴くこと、発音すること、書くことを組み合わせる方が認識の度合いは深い。また良く記憶もされるので、再生率も高くなる。

16 パーティでどんな騒がしくても、特に意識はしないで相手の人の話だけに注意を集中することができる。集中度が強ければ周囲の音は聞こえなくなる。ところが周囲の話の中に自分の名前が出てきたりすると、突然周囲の話が聞こえてくる。人間は、耳に聞こえてくるすべての音声を、聴覚の「前処理過程」において無意識に選別を行っており、関係のある話だけを選択的に、より高級な処理過程に乗せられていると考えられている。

17 人間があるものを見る時には、注意を向けている対象以外のものは意識していないが、無意識の「前処理過程」階層が視覚にも存在しており、無意識の中ではこれを見ていることが知られている。1957年にヴィカリアは、映画の中で3ミリ秒だけ「コーラを飲もう」「ポップコーンを食べよう」というメッセージを入れたところ、6週間の実験中にコーラの売り上げが58%、ポップコーンの売り上げが18%も上昇したと発表した。事実とすれば、人が意識していないうちに広告の影響を受けてしまうことになり、フェアーでないで現在では禁止されている。しかし、このヴィカリアの実験は架空のもので、サブリミナル効果は人を購買行動に駆り立てるほどの効果はないことが、その後判明している。

18 1997年12月16日の夕方6時半から、テレビ東京及びその系列放送局で放映されたアニメ番組「ポケット・モンスター第38話・電脳戦士ポリゴン」を見ていた子供達700人以上が、光感受性発作と呼ばれる症状、すなわち意識不明、けいれん、ひきつけ、呼吸困難、頭痛、吐き気等を起こしたり気分が悪くなったたりして、救急車で病院に運ばれる事件が起こった。共同研究班ESGQ(ビデオゲーム誘発発作の成因と対策に関する研究会・代表:清野昌一国立療養所静岡東病院(てんかんセンター)名誉院長)は、「小中高生の5~10%が光に過敏な体質で異常を起こしやすく、ここに被害が集中した傾向があり、赤や青に点滅する場面は、異常を起こしやすい閃光刺激頻度(1秒間に12~20回)のようだ」と分析した。

19 直観像能力(対象物が消え去った後でも、恣意的にこれを鮮明に再生することが出来る能力)の素質を持っている者。

20 ニューロンが育つにしたがって神経線維をつむむ鞘のような組織ができてくるが、これをシュヴァン鞘(髓鞘)という。

21 成熟期になると、神経線維をいくつもの鞘が並んで巻きついた状態がほぼ全長にわたって続くようになるが、これを有髓化という。有髓化すると神経の信号伝送速度が格段に高速化する。

うことで映倫の「R～15（15歳未満入場禁止）」に指定されたが、18歳未満入場禁止の「R～18」に指定すべきであった。実際、この作品で言わんとしているような高尚な内容は平均的な16歳程度の青少年が理解できる範囲を越えているのである。

大脳のシュヴアン鞘<sup>20</sup>を染色することにより、各部位のニューロンにおける有髄化<sup>21</sup>の程度、すなわち成熟度を測定することができる。この検査方法で調べると、「新しい脳」すなわち大脳新皮質の中でも前頭連合野、頭頂連合野、及び側頭連合野は一番成熟が遅くて、意外にも20歳直前、すなわち大学に入学する頃でないと成熟しないことが分かっている。大学時代というのは、まさにこのような高度の精神活動能力の始動期に相当するのである。16～17歳では成熟がようやく始まった程度である。

10代の少年少女達のきらめくような感性、豊かで厚い情動、旺盛な知識欲と記憶力を見ていると到底、彼等の理解力、認識力等の高次な精神活動能力がまだ発達していないなどとは信じられないのだが、これは厳然たる事実なのである。少年少女達が、「なぜ援助交際をしては悪いのか分からない」、「いじめるのは面白いからやるだけだ」、などと言うのは、ふて腐れているところもあるが、一面真実の叫びでもあるのだ。「バトルロワイヤル」のような高度な「良い作品」は、連合野におけるニューロンの有髄化、つまり成熟化が完成していない高校・中学・小学校の生徒に見せても、「百害あって一利なし」なのだ。

終りに

言論・表現の自由は、重要な国民の基本的人権の一つであるが、絶対的なものではない。公共の利益の為に制限されることがあるのは当然である。本法案の趣旨は、「青少年の性・暴力に関する価値観の形成に悪影響を及ぼし、性的・暴力的な逸脱行為、残虐な行為を誘発・助長するなど、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境が存在すると認識し、その中であって商品又は役務について必要な措置を事業者が自主的に講じることを促すものである。また内閣総理大臣及び都道

府県知事は事業者に必要な指導及び助言、場合によっては必要な措置をとることを勧告できる。更に事業者が正当な理由なく勧告に従わない時はその旨を公表することができる」というものである。青少年を有害環境から保護するためには、表現の自由がある程度まで制限されてもやむを得ないのである。

たしかに制限の仕方は、法律によるものではなく自主規制または第三者機関によるものが望ましい。しかし、そうかといって自主規制や第三者機関による自浄努力が実効をあげていない状況下でも、問題点を放置しておいて良いということにはならない。その場合には、立法府及び行政府の当然の責務として法律的規制を行う事が求められるのである。

この青少年社会環境対策基本法案には罰則規定があるわけではなく、事業者による自主的規制を促すものである。わずかに、改善のための勧告をして成果があがらない場合は、事業者の名前を公表するというものである。国民的な理解と協力の下に本法案が無事に成立して、所期の効果を発揮することを願うものである。

西山裕  
(主幹研究員)

沖縄の時間、  
日本の時間

仕事で本土から沖縄を訪れたサラリーマンの「沖縄評」には、どうやら共通したものがあるようだ。

3年前、那覇に転勤したF氏は、「子育てにはこれ以上のところはありません。私も家族も沖縄を気に入っています。ただ仕事をするにはちょっと・・。女性は良く働きますし有能な人が多いとおもいますね」と言っていた。子育てには良くて仕事をするには・・とF氏に言させたのは、どうやら沖縄独特な時間の流れ方にもよるらしい。

昨年から今年にかけて、沖縄についての提言・報告が相次いで出された。その中のいくつかには、沖縄のひとびとはもう少しビジネス社会の常識を持つよう書かれているものがある。F氏が言ったのもビジネスをする相手としての、特に沖縄の男性についてのだ。

たしかにこの間、プロジェクトを進めるために沖縄と往復していると、東京から勢い込んで乗り込んだ身には、どうものれんに腕押し之感があった。東京で日々生活していると、テキパキと仕事も暮らしも対処するのが当たり前になっている。産業社会が生み出したもののひとつが、均質化した時間だと読んだことがある。たしかに産業社会は、ひとびとが固有の時間観念を持つことを許そうとしない。産業社会にあっても、産業社会の時間観念にとらわれずに生きてきたのが一部の芸術家と詩人であろう。これらのひとびとは、おおきな歴史の時間軸を持っていても、産業社会の時間にとらわれはしない。

日本は、全体としては、産業社会の時間を生きている。だから沖縄に日本一般とちがう時間が流れているとしたら、F氏にかぎらず沖縄を訪れるビジネスマンのある種の感想が、共通してくることも想像にかたくない。どうやら、沖縄という土地をもうすこし理解し近づこうとすることは、沖縄の固有な時間に身を置くことのようなのである。

時間というものをおぼろげに考えながら、司馬遼太郎の「街道をゆく六 沖縄・先島への道」を読んでいたらこんな部分に出会った。

『やがて、樹木で陽がさえぎられた地面に、人工の石組みが遺っていた。

「鍛冶場のあとです」

運転手がいった。そういえばふいごを据えるための石積みの囲いのようにも見える。

この遺跡は、竹富島に鉄が導入された歴史を雄弁に物語っている。このことは、あるいはすぐには信じられがたいことかもしれないが、八重山諸島では十七世紀まで石器、木器の時代がつづいていた。話は飛躍するが、この事実を、冷静に知的にそして濁りのない情緒で把握しなければ、現代にいたるまでの沖縄史と、沖縄問題の本質をとらえどころのないかと思える。

われわれが人間の歴史を考えると、歴史教科書的な把握法からまぬがれることは、どう用心しても困難である。つまり、歴史は均等に発達するものだという迷信を理性的なかに組みこんで物事を論じてしまうことである。

教科書的にいえば、人類が鉄器時代に入るのは気が遠くなるほどの古代で、紀元前一二〇〇年このかただといふ。しかしそれはごくかぎられた地域の現象にすぎない。歴史は感電性の高い導体のようにたちまち物事や技術が伝播するという場合もあるが、逆にそうではなく、歴史は新技術に対して不導体のように受けつけない「地域」というものを抱きこんで存在しているものだという見方もなりたつ。』

司馬遼太郎が「不導体」と書いたのは、もちろん沖縄の、それも特に先島である八重山諸島に想いをめぐらしてのことであった。

(1人、那覇のホテルにて)

# Back to Basics!

“ Marketing on the Internet for the year 2001 ”に参加して

稲葉秀司(リサーチ・アソシエイト)

会社に勤める者にとって最も忙しい時期のひとつである年度末の、それも最後の追い込み時期である3月最終週に、私は幸運にも日本マーケティング協会(JMA)主催の「第2回アメリカ・デジタル・マーケティング最前線研修ツアー」に参加する機会を得ました。約1週間に及んだこの研修ツアーのメインイベントが、3月28日、29日にロサンゼルス郊外のパサデナ(ローズボールの会場があることで有名)で行われた、アメリカマーケティング協会(AMA)主催の“ Marketing on the Internet for the year 2001 ”という会議への参加でした。今回はこの会議に参加して得られた知見と、あくまで私的な感想をこの場を借りて綴らせていただきます。

オープニングスピーカーとして出てきた、本会議の議長でもありキーノートスピーカーでもあるDigitas社<sup>1</sup>のKathy Biro氏は、「“ いつでも、どこから ”でも” インターネットにつながることのできるユビキタス・インターネットの時代には、ウェブはもはや酸素のようなものとなり、“ いつでも、どこでも ”使えるものになる。つまり、ユビキタス・インターネット時代の消費者は、モバイル環境を通じて常にインターネット接続が可能となるので、ニーズが発生したその瞬間に、自分が今いるその場所で、そのニーズを満たすサービスを楽しむことが可能となる。逆にいえば、企業は、消費者に対して「欲しい時に、欲しいものを、その(思い立った)場所へ」提供できなければ、ユビキタス・インターネット時代には生き残っていけないのだ。そのために企業は、ユビキタス環境下での新たなIntermediary(仲介者、仲介業)としての役割、(つまりBiro氏らが提唱する)“ Mobilemediary ”としての役割を実現していく必要がある」と説いていました。そしてその成功事例として、NTTドコモのi-modeを紹介していました(会

場のスクリーンには広末涼子がアップに! )

すでにi-modeに慣れ親しんでいる私(を含め同行した日本からの参加者)には、このコンセプトは特段目新しいものとは感じられませんでした。改めてインターネット上のビジネスにおけるIntermediaryの役割の重要性を認識しました。國領二郎慶応義塾大学教授<sup>1</sup>が説明する「購買代理業者」<sup>2</sup>や、『Net Gain』の著者としても有名なJohn Hagel III氏らの唱えるところの“ Infomediary ”<sup>3</sup>も、このIntermediaryという概念の一種であると考えられます。私が最初にこの概念に触れたのは確か1997年で、当時、GLOCOMに在籍していた私が陪席させていただいていた「情報化研究会<sup>4</sup>」での勉強会における、奥野(藤原)正寛東京大学教授の発表であったと記憶しています。Herbert A. Simon氏の理論によれば、「人間は、その認知能力の限界を超えた情報の中で、最善の手段ではなく満足できる水準を設定し、それを実現する代替案は受け入れるという行動をとると言われています。人間の認知能力をはるかに超える量の情報を提供してくれるインターネットにおいて、消費者に対し自分のニーズや好みを「満足できるレベル」で、しかも「いつでも、どこでも、すぐに」提供してくれるi-modeを初めとする日本のケイタイは、このMobilemediaryを忠実に実現している鑑であります。コンテンツの価格を、駅のキオスクで買う雑誌並みの200~300円に設定することで気軽さを演出し、エントリーバリアを下げた松永真理さんの価格戦略もさることながら<sup>5</sup>、高校・大学生が、結果として月トータルで何万円もの通信費を、そしてそのうち、月平均2000円近い情報(コンテンツ)料金をケイタイに支出してしまっている現状は、こうしたMobilemediaryとしてのバリューチェーンの結果とも言えるでしょう。今年のBuzzwordと目される「無線インターネット」の普及



や、近い将来実現される3G、4Gといった次世代無線通信時代には、現代のi-modeとは異なる、新たなMobilemediaryが続々出現することでしょう。

さらにBiro氏は、「ユビキタス・インターネット時代のWebサイト(企業)は、特定の“Content”を重視する“Destination”サイトを目指すのではなく、顧客の属性や関心事といった“Context”を個別に深く理解してサービスを提供する“Contextual Marketing”が重要になる」と繰り返し説いていました。さらに、次のプレゼンターである、PalmやWindows CEなどのPDA向けにウェブソリューションを提供している、AvantGo社<sup>6</sup>CEOのRichard Owen氏は、自社の顧客であるCompUSAのPDA向けデジタルクーポンや、ノースウエスト航空のPDAによるフライト情報確認やチケット予約を紹介しながら、「消費者のContextを把握し、そこにチューニングすることができる“mCRM”(mobile CRM)こそが、ユビキタス・インターネット時代のキラーアプリになると予測していました。インターネットを駆使して、自分の好みやニーズをより確かに満たすものを一つ一つ調べ、比較し、最適のものを探し出しては集めてくる(Destinationへ直接アクセスする)消費者も確かに存在しますし、そういう人たちには、ContentにフォーカスしたDestinationサイト戦略が適していると考えられます。しかしながら、インターネットの提供するあまりに膨大な情報の中で、自らの認知・処理能力の限界をとうに超えてしまった大多数の消費者にとっては、自分でいちいち探すより「ここならニーズを満足させてくれ、信頼もできる」というサイトへ直行し、そこが提供してくれる自分のContextにあったRecommendation(推薦)や情報の編集(価値)、新鮮な経験などを享受し、期待通りかそれ以上の満足が得られることの方を望むでしょう。そしてこの仮説が正しければ、Contextual Marketingアプローチのウェブサイトの方がStickiness(滞在時間)も高まるでしょう。

このようなことを考えている最中に思い出したのは、遡ること1994年、当時その斬新なデザインにミーハー心がくすぐられ、すっかりファンとなっ

まった『Wired』という雑誌にPaul Saffo氏が寄稿していた“ It's the Context, Stupid ”<sup>7</sup>というエッセイです。なんとSaffo氏は、アメリカでさえインターネット・ビジネスの黎明期にあった1994年5月、すでに次のように予言していました。「(インターネットの)将来は、通信事業者やコンテンツ・プレーヤーに属していない。それは、我々がこの広大なサイバースペースの中でナビゲートしてくれることを期待する、フィルタリングやサーチング(検索)のツール、センス(感性、意味)を理解するツールをコントロールするものたちにあるのだ」。時代は、消費者のContextを満たすサイトとして、検索エンジンサイトやポータルサイトに脚光を当ててきました。これらはMobilemediaryにその対象を進化させても、インターネットにおけるContextの重要性は当分変わらないでしょう。

実は、今回の出張には自分なりに事前にテーマを持って参加しました。それは、「インターネットの本質が分散分権型アーキテクチャであるなら、P2P的なe-Marketing、すなわちNapsterのように、サーバは介するもののユーザ間でダイレクトにトランザクションを起こし、n対nの協働を実現するようなマーケティングの仕組みはないものか」という抽象的疑問であり期待でした。この問いにすばり応えてくれたプレゼンテーションなり議論は残念ながらありませんでしたが、同様の考えは前述のHagel氏のプレゼンテーションの中に垣間見ることができました。彼は、「マスマーケティングやダイレクトマーケティングのように、自社製品へ消費者の目を集中させようとするマーケティング戦略の延長として、昨今ではOne-to-Oneマーケティングと称する、「1対1」の関係を構築して囲い込もうとするマーケティングがもてはやされているが、顧客側から見れば、好きなときに好きなチャネルにアクセスできる「1対多」の関係のほうが心地よいのであり無理に「1対1」の関係に封じ込めようとするのはおかしい」と説明し、インターネットを協働の場ととらえた、新たなマーケティングモデルを模索しているようでした。

そのほかにも「顧客ライフサイクルとセグメンテーションを意識した、e-Marketing戦略をとれ」とか、「e-Metrics(効果測定)を用いた、徹底したデータ解析をすべし」などなど、別に“e”がつかないマーケティングでも、そのまま通用するプレゼンテーションが多く見られました。聞くところによると、昨年の1/2しかない会場や参加者の、さしずめ自省の念が充満しているかのごとき今年の“Marketing on the Internet”会議において、「インターネット・ビジネスもe-Marketingも、基本に立ち返り、地に足つけて取り組もう!」というある意味で当たり前の「決意」を感じた、今回のアメリカ出張でした。

1 <http://www.digitas.com/>

2 國領二郎(1999『オープン・アーキテクチャ戦略』ダイヤモンド社 p.125他を参照

3 Hagel III, John and Arthur G. Armstrong (1999), *Net Gain*, Harvard Business School Press, pp104-108.

4 現、情報通信政策研究会 <http://red.glocom.ac.jp/johoka/>

5 松永真理(2000『iモード事件』角川書店

6 <http://www.avantgo.com/>

7 <http://www.wired.com/wired/archive/2.03/context.html>

# 『インターネット上の 「書きことば」と言語計画』

上村圭介著

「地球上に数千語以上あると言われる言語の中で、コンピュータ上で、そしてインターネット上で読んだり書いたりできる文字をもつ言語は少数に限られてしまう。コンピュータで文字が扱えないということは、今やその言語が文字をもたないことに等しいとする意見さえある。しかし、その理由は、コンピュータが英語圏で開発されたということにだけに単純に結びつけられるものではない」というのが本論文の問題意識である。

「コンピュータで文字が扱えない」ということには、文字の対応表(文字コード)、文字のデザイン(フォント)、文字の入力方法、ソフトウェアの多言語対応など、さまざまな問題がある。しかし、こうした問題は、ソフトウェアの発展により、すべてとは言えないが、技術的解決の可能性がひらけてきている。むしろ、コンピュータと言語の問題は、すでに、単に文字を表示できるかどうかを超えた場での議論をする段階に達したと筆者は指摘する。

そこで筆者は、「言語計画(language planning)」という視点をこの議論に導入する。言語計画とは、社会言語学の用語であり、公用語の選択、言語教育、文字政策など、社会におけることばの問題を解決するために、言語やその言語がおかれた社会的環境に働きかける過程のことである。

言語計画の視点から見たとき、ある言語の文字をコンピュータで使用可能にするということは、コンピュータやインターネットにおいて、その言語に「書きことば」を与える作業、あるいは、その言語の書きことばの活動領域を拡大する作業であると考えられる。

しかし、ある言語に対して、インターネットで書きことばとして使うための技術的解を与えたとしても、それだけでその言語がインターネットで頻繁に利用される言語になるとは限らない。社会的な規範、

文体、場面といった、その言語が書きことばとして使われる文脈も同時に与えられなければならない。

現代の社会生活において、インターネットによるコミュニケーションのもつ意味は非常に大きくなっており、インターネット以外の社会生活にも、その影響は及んでいく。その影響としてもっとも大きいのは、「言語の死(language death)」である。つまり、インターネットにおける書きことばの不在が、その言語への評価や期待を低下させ、その結果、「言語の死」にまでは至らないとしても、使用場面の限定、話者数の減少という状態を導き出す。

さらに、よりパーソナルなコミュニケーションの担い手としてもインターネットは使用され、個人にとつての表現手段としての意味をより強くもつため、出版や放送などと比べても、個人の日常レベルの言語生活に与える影響が大きい。その意味でも、インターネットにおける書きことばの創出はすべての言語にとって重要な課題である。

コンピュータと言語のかかわりは、文字の多寡だけでなく、インターネットという文脈において、新たな「書きことば」の問題として問い直す必要がある。この問題は、まさに、言語計画の問題として単なる技術者だけでなく、スピーチコミュニティ、話者、政治的意志決定者といった、様々な参加者の価値観を考慮して解決されるべき問題である。

土屋大洋(主任研究員)

# 『デジタルエコノミー2001 日本とアメリカ』

竹中平蔵 監修 手嶋彩子 編

講師：手嶋彩子

2001年4月19日に、フジタ未来経営研究所の手嶋彩子研究員によるIECP読書会があった。手嶋氏は、本書の主要部分を構成する『Digital Economy2000』（2000年6月、米国商務省刊行）の全訳者で、この報告書の中にIT経済を読み解く鍵が提供されているという。同氏によれば、1998年の『The Emerging Digital Economy』、99年の『The Emerging Digital Economy』に続いて刊行されたこの白書は、表題から“Emerging”の一語が取れており、デジタル・エコノミーはすでに勃興期ではない、というわけである。1997年まではまだ残っていた、ITに対する懐疑的な見方がすっかり払拭され、ITに対する期待に満ち満ちた内容になっていると解説していた。しかし、現在、米国の経済も政治も風向きが変わって来つつあるので、今年6月発行予定の2001年版がどのように記述されているのか、我々にとっても興味深いところである。

## 1 ITの米国経済へのインパクト

ITは米国のインフレ率を低下させ(1.8%/1998)、IT産業はGDPの8.3%(2000)に過ぎないが、GDPの実質経済成長率の1/3以上はIT産業の貢献によるもので、R&D投資全体でも約1/3に当たる448億ドルを占めた。90年代後半の労働生産性上昇に対するIT寄与度は、50%以上に達した。従来指摘されてきた、ITによって実際に生産性があがるのかという「コンピュータの生産性パラドックス」は、コンピュータ利用による資本深化(Capital deepening = 資本蓄積率が労働増加率を上回る資本蓄積過程)とIT技術の進歩とによって解決された。ITに集中投資した製造業における生産性向上は明らかだが、サービス業の生産性は計測しにくく、統計上もむしろ低下している点は、IT効果の分析の不備として指摘されている。雇用の状況については、ITの

労働力は1992年から98年にかけて160万人と倍増したが、反面、IT技能の有無によって需要も賃金も格差が拡大している。

## 2 ITのビジネスへの影響

低廉なネットワークが急拡大し、企業間取引では大企業と中小企業間の役割が平等になった。ただし、米国製造業の2/3は電子取引を行っていない。IT投資は、生産能力拡大だけでなく、結果として、イノベーションによるコスト削減をもたらし、サプライチェーンの効率化によって在庫に影響されない経営を実現した点が大きい。IT投資は、短期的には生産性上昇に結びつかないものの、組織革新や人材教育等の補完的な投資と組み合わせることで、最も効率的となる。

## 3 なぜ米国がITから便益を得ているか

米国は世界の他地域に比べて、(1)柔軟な財政金融政策、(2)市場競争を徹底させる規制解除、(3)直接金融市場によるベンチャーキャピタル、(4)流動性のある労働市場、(5)ビジネス文化の5点で優位性がある。インターネットとニューエコノミーとは、相互に原因でもあり結果でもある。ニューエコノミーはインフレなき経済成長、技術・企業経営・経済政策の相乗効果による生産性の急成長に加えて、在庫循環の短縮化(すなわち、景気落ち込みも早い回復も早い)という特徴が強調されている。

このニューエコノミーブームが投資を牽引し、過去5年間にIT産業が米国の実質成長率を1.5%程度押し上げてきたと言える。逆説的だが、IT財の多額な貿易赤字(660億ドル/1999)は、米国企業の海外子会社による販売に起因するもので、米国企業の売上収支としては860億ドルの黒字となった。なお、最近のNASDAQの急落に対しては肯定説、否

定説、その中間の慎重な肯定説があるが、設備投資の伸び率は鈍化(12%から2%へ)、サービス業を除く雇用の減少、株価下落、ベンチャー淘汰があり、再び景気が上向くまでにはやや時間がかかるかもしれないが、全体として調整局面という強気の見方が根強い。経済成長率が高い米国・ノルウェー、それを追いかける韓国・アイルランドに比べ、日本と欧州は80年代より成長率が低く、特に日本の政策対応が問われている。

講義の後に行なわれた質疑応答と討論においては、『Digital Economy2000』の記述に見られるいくつかの矛盾点も指摘され、活発な討論が行なわれた。ITという極めて新しい技術による生産性や経済成長へのインパクトの分析に、旧態依然たる経済分析手法が使われていることへの批判、さらには、ITのおかげでインフレなき経済成長が可能であるかのごとき記述は、論証が不十分であるとの指摘もあった。

小林寛三(フェロー)

GLOCOM『智場』No. 65

---

発行 : 学校法人 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター  
〒106-0032 東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木  
Tel. 03-5411-6677 Fax. 03-5412-7111

発行人 : 公文俊平

発行日 : 2001年6月1日

制作 : 事務局 広報チーム

小島安紀子

本山かよ

田熊 啓

浅野 眞

